

港湾施設の立入禁止区域の指定(案)の凡例

1 港湾施設の区分

防波堤、波除堤 A	陸地と接していないもの
防波堤、波除堤 B	陸地と接しているが、直背後地の土地利用に支障があるもの
防波堤、波除堤 C	陸地と接しているもので、かつ、直背後地の土地利用に支障がないもの
護岸、廃棄物埋立護岸A	前面水際線の利用を伴っているもの
護岸、廃棄物埋立護岸B	前面水際線の利用を伴っていないが、直背後地の土地利用に支障があるもの
護岸、廃棄物埋立護岸C	前面水際線の利用を伴っていないが、物理的に安全対策が難しいもの
護岸、廃棄物埋立護岸D	前面水際線の利用はなく、かつ、直背後地の土地利用に支障がないもの

2 釣り団体（意見）

A	渡船利用区域
B	市民の多目的利用の可能な区域
C	緑地の多目的利用区域(釣りと散策等との住み分け指定を含む)
D	市民がすべて立ち入ることを禁じることが望ましい区域

3 総合評価（案）

×	条例に基づく立入規制を行なう区域 (他の行政目的や港湾事業に支障を及ぼす区域等)
	条例に基づく立入規制を行なわない区域